在デンパサール日本国総領事館 海外安全対策情報 (令和5年度第4四半期:1月~3月)

1. 犯罪情勢

バリ島は 2024 年初から3月下旬までにおいて、合計 509 件の刑事事件があったと報道されており、これらの刑事事件のほとんどは車両盗難とのことです。 自動車・オートバイの管理に十分注意し、鍵を掛ける、チェーンロックを掛ける、車体にカバーを掛けるなどで被害に遭う可能性を低くすることができます。

(1) 凶悪犯(強盗・殺人・強制性交等)

当館管轄州において、日本人が関連する凶悪犯被害発生の報告はありません。

- ア 米国人観光客が配車アプリの運転手に刃物で脅される金品を奪われる 事件が発生し、事後に逮捕されました。比較的安全と言われる配車ア プリですが、凶悪事件が発生する事例もあります。到着した車がアプ リ上で表示されたナンバーと異なる等があった場合には利用を止める 等注意を怠らないでください。
- イ メングウィで外国人同士による銃器を使った犯罪が発生しました。銃器が広く流通している状況ではありませんが、銃器が犯罪に使われる可能性もありますので注意してください。
- ウ スペインからの外国人観光客 2 人が、ウルワツ地区をバイクで走行中、 犯人がバイクに乗っていた被害者をつかみ、被害者の一人が身につけ ていたネックレスを無理やり引っ張り、2 人を負傷させる強盗事件が 発生しました。
- エ バリ島外からの労働者と地元住民とのトラブルから集団同士の衝突事 案が複数回発生しています。そのような現場を目撃した場合には速や かに離れるようにしてください。
- オ 最近、バリ島において公道でスピードを出し合うオートバイギャング の存在が報道されています。彼らは交通量の少ない夜間に活動する他、 これらのギャングはしばしばグループ同士の衝突や暴力行為に荷担し ていると言われています。デンパサールにおいては、早朝にバイクギャングに殴られて 1 人が死亡したとする報道もありました。このような暴走行為に遭遇した場合は早急に離脱するなど自己防衛に努めてください。
- (2) 一般犯罪(窃盗・詐欺等)

当館管轄州での日本人の被害の報告は以下のとおりです。

ア いわゆる「お金見せて詐欺」の報告が2件ありました。

<時間帯・場所>

- ・22時頃、クタ地域のコンビニ
- ・19時頃、ヌサドゥアのバリコレクション

<対象者>

- ・中東系の中年の細身の背の低い男
- 男女と7歳くらいの男の子の3人組

<手口・声かけ内容>

- ・「ドバイから来た」「日本に友達がいる」「穴の空いた硬貨 50 円を見せてくれる?」などと声かけ。ドバイのお札や日本の旧千円札を見せられる。
- イ 日本出発前に詐欺サイトにおいて e-VOA を申請・支払手続したところ、査証が取得できていないだけでなく、高額な金額を請求される詐欺被害が引き続き発生しています。

正規 e-VOA を取得できる申し込みサイトは「<u>https://evisa.imigra</u>si.go.id/」です。

当館が以前案内していた正規サイト「https://molina.imigrasi.go.id」も接続可能ですが、公式に案内されている Web サイトアドレスは「https://evisa.imigrasi.go.id/」に変更されました。

顧客から申し込みの情報を得て登録を代行するという合法的なビジネス、いわゆる代行サイトも多くあります。VISA 取得のための Rp500,000 に業者が取得代行費用として、いくらかの費用を上乗せ請求しますが、この取得代行費用が高額である旨の相談も引き続き寄せられています。

e-VOA を取得の際には、公式サイトや信頼できる代行業者を選択することが重要です。被害にあった場合にはクレジットカード会社に連絡して返金等の相談をしてください。

(3)薬物犯(大麻・覚せい剤等)

当館管轄州において、日本人が関連する薬物犯罪についての報告はありません。

警察は取締りを強化しています。違法薬物に手を出してはいけません。 薬物犯罪はインドネシアにおいては死刑を含む厳罰が科される重罪です。

(4) その他の犯罪

ティルタウンプル寺院で腰に巻く布を現地寺院のスタッフに巻いてもらう際、身体を触られるという被害報告がありました。

1人にならない

- 気を許さない
- 不安を感じたらすぐ離れる
- 自分で巻く

等、十分注意しましょう。

(5) 入国管理法 · 国外退去処分等

不法滞在や資格外活動による国外退去処分は連日報道されています。ご 自身の活動が認められた在留資格の活動範囲に含まれるのか、滞在期限を 越えていないかの確認を怠らないようにしてください。

3. テロ・爆発物事件情勢

当館管轄州において、テロ・爆発物事件は発生しておらず、具体的な危険情報はありません。しかし標的となりやすい場所(政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等)を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人や物、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等自身の安全確保に努めましょう。

2023年はインドネシア国内においてテロ攻撃事案は発生しませんでした。しかし、これは治安機関等が多くのテロ容疑者を摘発した結果、発生しなかったと言われており、インドネシアがテロの発生しない安全な国になったわけではありません。引き続き注意が必要です。

3月22日にモスクワで大規模なテロが発生しました。テロは組織的なものの他、ローンオフェンダーと呼ばれ国外での事件等の影響を受けた個人が行うテロも世界各地で発生しています。国外のテロ情勢も含めて情報収集と警戒に努めてください。

4. デモ・抗議活動等

バリ州では、小規模なデモや集会(パプア解放等)が散見されています。暴動等大きな事態にはなっていませんが、デモ等に遭遇した時は近寄らないように注意しましょう。

バリ州において宗教間対立は大きくありませんが、他州においては大きなデモが発生したとの情報があります。不用意に近づかない様にして下さい。

5. 交通事故等

交通量の増加と共に、車やバイクによる無謀な運転による事故が発生しています。安全運転をしているだけでは、そのような無謀運転者による貰い事故を防げません。危険を予測し、危ない運転をしている車には近づかないなどの防御運転が必要です。また、比較的安全とされるタクシーに乗車中の交通人身事

故も発生しています。助手席はもちろん、タクシーの後部座席乗車であっても、 乗車ベルトは必ず装着して乗車して下さい。

バリ州の発表によれば、2023 年は 615 人の犠牲者と 7454 件の交通事故が報告されています。2022 年に報告された犠牲者 508 人、交通事故件数 3,692 件、から増加しています。

6. 自然災害

(1) 地震

3月5日バリ島南島沖でマグニチュード4.5、3月24日にフローレス島 沖でマグニチュード5.8の地震が発生しました。

(2)火山

フローレス島の Lewotobi Laki-Laki 火山の警戒レベルが 2024 年 1 月 1 日に警戒レベル3へと上昇、1 月 2 日に噴火し、一時はインドネシア国内唯一のレベル4 までになりましたが、3 月末現在、レベル2へとレベルダウンし、落ち着いている状況です。

しかしながら、今後の火山活動に注意し、万一に備えて避難用具や非常食 を整える等、非常時の準備をしましょう。

7. その他の感染症情報

(1) バリ州保健当局はデング熱の症例が増加しているとして注意を呼びかけています。

長袖・長ズボンの着用、昆虫忌避剤の使用等を行い、蚊に刺されないよう に予防することが、デング熱を防止する有効な対策です。

また、邦人旅行者がデング熱を発症し、入院する事案を把握しました。入院が長引いた場合、滞在許可が切れてしまう可能性もあるので滞在許可の延長も考慮しなくてはなりません。

過去に乳児が体調不良で入院し、滞在許可が切れてしまった場合でも、やむを得ない事情には当たらないとして、家族全員がオーバースティになり、いわゆる罰金を支払うことになったケースがありました。

滞在許可の確認等を怠らないようにしてください。

(2)狂犬病

当館管轄州において今年に入って日本人を含む人への感染情報ありません。なお、バリ州において動物の狂犬病の症例は61件(1月~2月)となっています。狂犬病ワクチンが不足する時期もあるようですので、動物に噛まれない対策を取ると共に、噛まれる等した場合には医師の診断を受けて指示に従いましょう。また、動物と触れ合うテーマパーク等、管理された施設

内であっても完全に安全とは言い切れません。

(3) アフリカ豚熱(African Swine Fever (ASF))がバリ州内で発生しています。日本国内で発生した豚熱(Classical swine fever (CSF)/旧名豚コレラ)とは、別のウイルスによるもので、人に感染することはありませんが、日本国内では発生しておらず警戒が必要な感染症とされています。また、牛が感染する口蹄疫(Penyakit mulut dan kuku(PMK))の感染も引き継ぎ発生しています。検疫上インドネシアから日本国内への肉類の持ち込みは原則としてできません。肉製品などの畜産物を日本国内に違法に持ち込んだ場合、300万円以下(法人の場合 5000万円以下)の罰金又は3年以下の懲役が科せられます。逮捕事例も発生していますので、お土産等で日本国内に持ち帰らないでください。

8. 対日感情

(1)対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。バリ州知事から発出された「国の安全や公共の秩序を守り、文化的で品位のある質の高いバリの観光を実現するため、外国人観光客の義務として法令厳守やバリの伝統を敬うこと等の義務12項目、禁止8項目」を守ってください。これらに違反する外国人観光客に対しては、有効な法令に従って制裁や法的手続き措置を取るとされています。

9. 日本企業の安全に関わる諸問題

(1)報告はありません。

10. その他

(1) バリ州政府による観光税の徴収

2月14日からバリ州政府による観光税の徴収が始まりました。(公式サイト (Love Bali): https://lovebali.baliprov.go.id/)

本徴収に関しての詐欺サイトや代行サイトの出現が危惧されています。

一方で、詐欺サイトではなく、正規サイトの不調により、カード支払いしたが、エラー画面が出て、QR コードなどが発行されない等のトラブルも発生しています。

エラーが出たからと言って、複数回手続きを行うと、その都度クレジットカード等からの引き落としが発生する可能性がありますのでご注意ください。

バリ州政府観光局によれば、システム上の障害があった場合には、観光 税に関する照会窓口にスクリーンショットや状況の説明を添えて送るよう に広報されています。

また、観光地各地で観光税を支払っているかの確認行為が3月26日から始まっています。

現時点では、その場においては Love Bali を利用して支払うように促されるとされており、現金での徴収は行っていないと広報されています。現金支払いを求める行為は詐欺の恐れが強いことから、十分に注意してください。

なお、当館では、ホームページに関連情報を掲載しています。

(https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00869.html)

観光税に関する照会窓口

バリ州政府観光局(インドネシア語、英語)

Web: https://lovebali.baliprov.go.id/home

電話: +62-361-222387

WhatsApp: +62-821-5758-6600

メール: lovebali@baliprov.go.id

(2) パスポート紛失

パスポート紛失が発生しています。空港到着時やホテルチェックインの際に発生することが多いようです。パスポートを提示した際には必ず返却されたかを確認してください。

(3) インドネシア入国

インドネシア入国後、「入国スタンプ」が押されていないのに気づいた、という問合せが散見されますが、入国スタンプは廃止され、スタンプの代わりに旅券にシール(「VOA シール」と「Stay Permit シール」が貼付されます。

事前に e-VISA (e-VOA など)を取得した場合は、顔認証等を利用したオートゲート (Auto Gate)を使用することが可能で、オートゲートを使用すると旅券に VOA シール、Stay Permit シールは貼付されません。代わりに入国後、e-VISA を申請した際のメールアドレスに「e-STAY-PERMIT」と題する pdf ファイルが送られるので、保管しておきましょう。

(4) VOA 延長時の支払いトラブル

VOA 延長時にクレジットカードを使用して支払いしたが、入国管理局に支払いデータが届いておらず、二重払いした旨の情報提供がありました。インドネシアにおいては、支払い情報の伝達が滞っている場合も散見されます。その様な場合は支払いの証拠書類・スクリーンショットなどと共に返金請求を粘り強く行って下さい。

(5) 海外旅行傷害保険の加入

邦人旅行者が滞在中に重度の体調不良となって入院するケースが以前より継続して散見されます。

当地においては、医療は非常に高額であり、前金や保険会社の支払い 保証がなければ治療してもらえないことが一般的です。

旅行に際しては、海外旅行保険への加入を強く推奨いたします。クレジットカードに付帯する海外旅行保険は、適用される条件が厳しく、保険金額も低い傾向があるため、規約を必ずしっかりと確認してください。

(了)